

電気通信事業部会・接続委員会
合同ヒアリング資料

加入光ファイバ接続料について



2011年2月22日
KDDI株式会社

KDDIのブロードバンド事業への取り組み

過去の審議会

1分岐単位の接続料について、様々な課題があることから導入見送り(※)

※2007年3月「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について 答申」

※2008年3月「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について 答申」

当社は、投資リスクを負って自前設備、CATV、NTT東・西の光8分岐利用により事業展開し
ブロードバンドサービスのエリアを拡大

2007年 東京電力とのFTTH事業統合

JCN連結子会社化

2008年 中部テレコミュニケーション連結子会社化

関東、北海道で「ギガ得プラン」開始(8分岐利用)

2010年 J-COMへの資本参加

KDDIの「ギガ得プラン」

NTTに対抗して、より良いサービスをより安く提供

- 自社専用のOSUを設置
- 自前又はNTT東・西の光ファイバを8分岐単位で利用



- フレッツ光(100メガ)に対し、1ギガの高速サービスを導入(※1)
- 設備の利用効率を高めNTTより1,000円程度安い料金を実現(※2)

首都圏、札幌、仙台、宇都宮、金沢でシェアを伸ばしており、
今後もエリア拡大予定

(※1) 現在は200メガサービスも有り

(※2) NTT東日本「フレッツ光(戸建)」:月額6,720円(ISPはOCNを選択)
KDDI「ギガ得プラン(戸建)」:月額5,460円

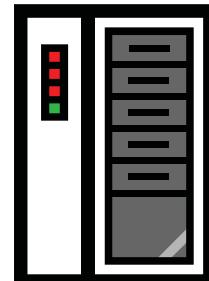
1分岐単位接続料の課題①

OSU共用の場合「サービスの均一化」「新サービス提供上の支障」の問題がある

(2008年3月 審議会答申)

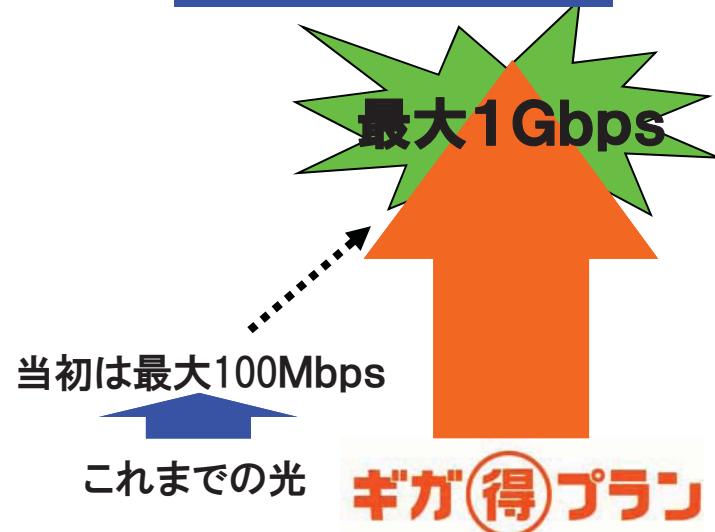
当社は自社専用のOSUを設置し、1ギガの高速サービスを実現

自社専用のOSU



KDDI

高速サービス



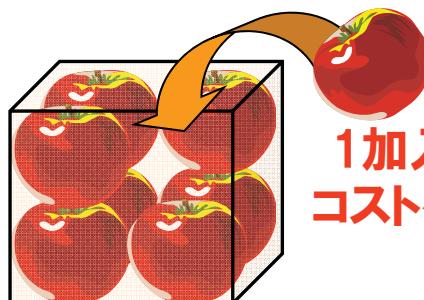
1分岐単位接続料の課題②

OSU専用の場合「モラルハザード的な利用が多数出現することが懸念される」
(2008年3月 審議会答申)

当社は設備の利用効率を高めて
1加入者あたりのコストを下げるべく企業努力

=8分岐利用の「ギガ得」で収支が成り立ちつつある

利用効率を高める工夫



1加入者あたりの
コストを下げる努力

8分岐単位利用

低廉な料金



NTT東日本
「フレッツ光(戸建)」
(ISPIはOCNを選択)

ギガ得プラン

「光の道」実現に向けて

これまでの競争の成果を無にし、
時代を逆行させることのないようにすべき

「インフラの高度化やICTの利活用促進」「料金の低廉化とサービスの多様化」
「設備競争とサービス競争のバランス」「設備競争への影響等に十分に留意」

(2010年12月「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ)

自由に創意工夫して多様なサービスを創出してきた設備競争の更なる促進が重要

CATV事業者



約555万回線(2010年9月時点)

各地域の事業者が、
全国で自前設備による
多様なサービスを展開

電力系事業者

約174万回線(2010年9月時点)

KDDI(CTC、OCT含む)

約183万回線(2010年12月時点)

(出典)KDDI:当社決算発表資料

電力系、CATV:総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」

加入光ファイバ接続料の在り方

- 1分岐接続料については、種々の課題がある
- 現在進展している設備ベースでの競争を更に伸ばすことが重要

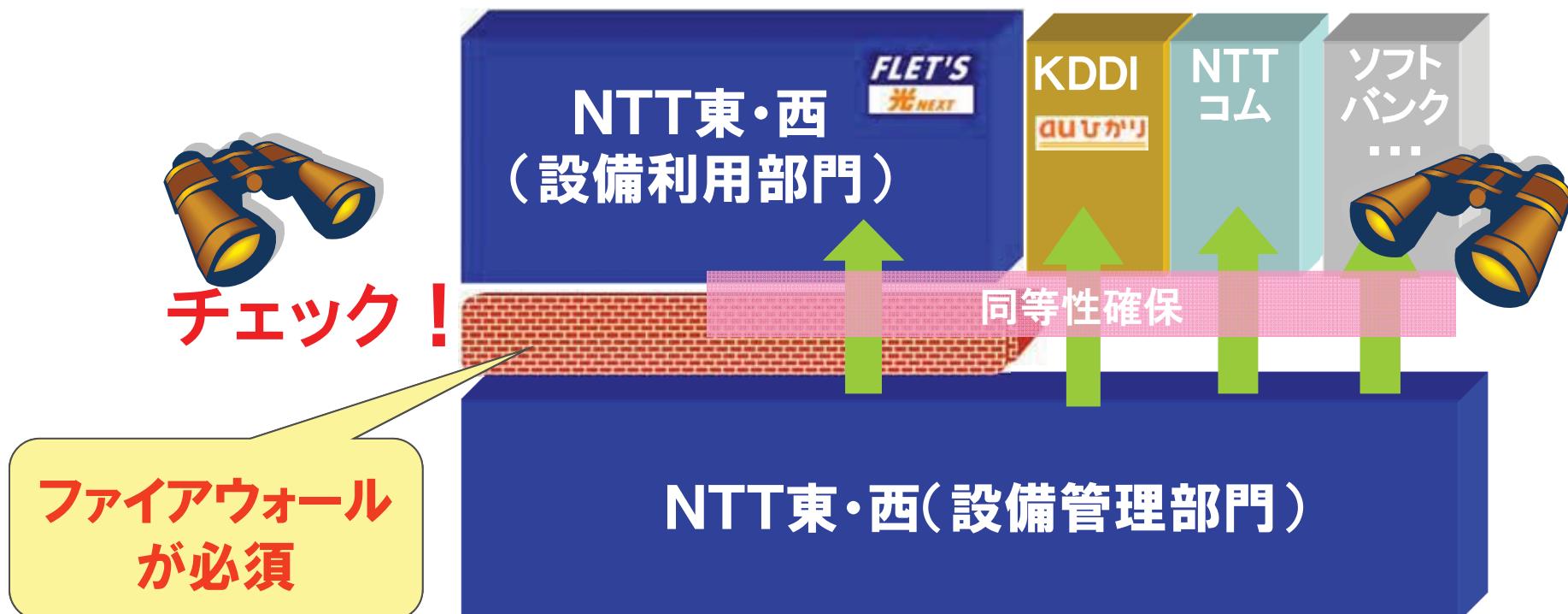


- 課題を踏まえ、1分岐単位の接続料は安易に導入すべきでない
- 8分岐単位での利用における、設備構築情報の開示、手続き・リードタイムの同等性の改善が必要
=機能分離の導入及び徹底

機能分離①

ファイアウォールの導入と実効性をチェック
できる仕組みが必要

ヒト・モノ・カネ・情報の遮断



機能分離②

設備構築情報のフェアな公開が必要



NTT東・西
(設備利用部門)



競争事業者

同時期に同内容が公開されているか？

ファイアウォール
が必須

設備構築情報

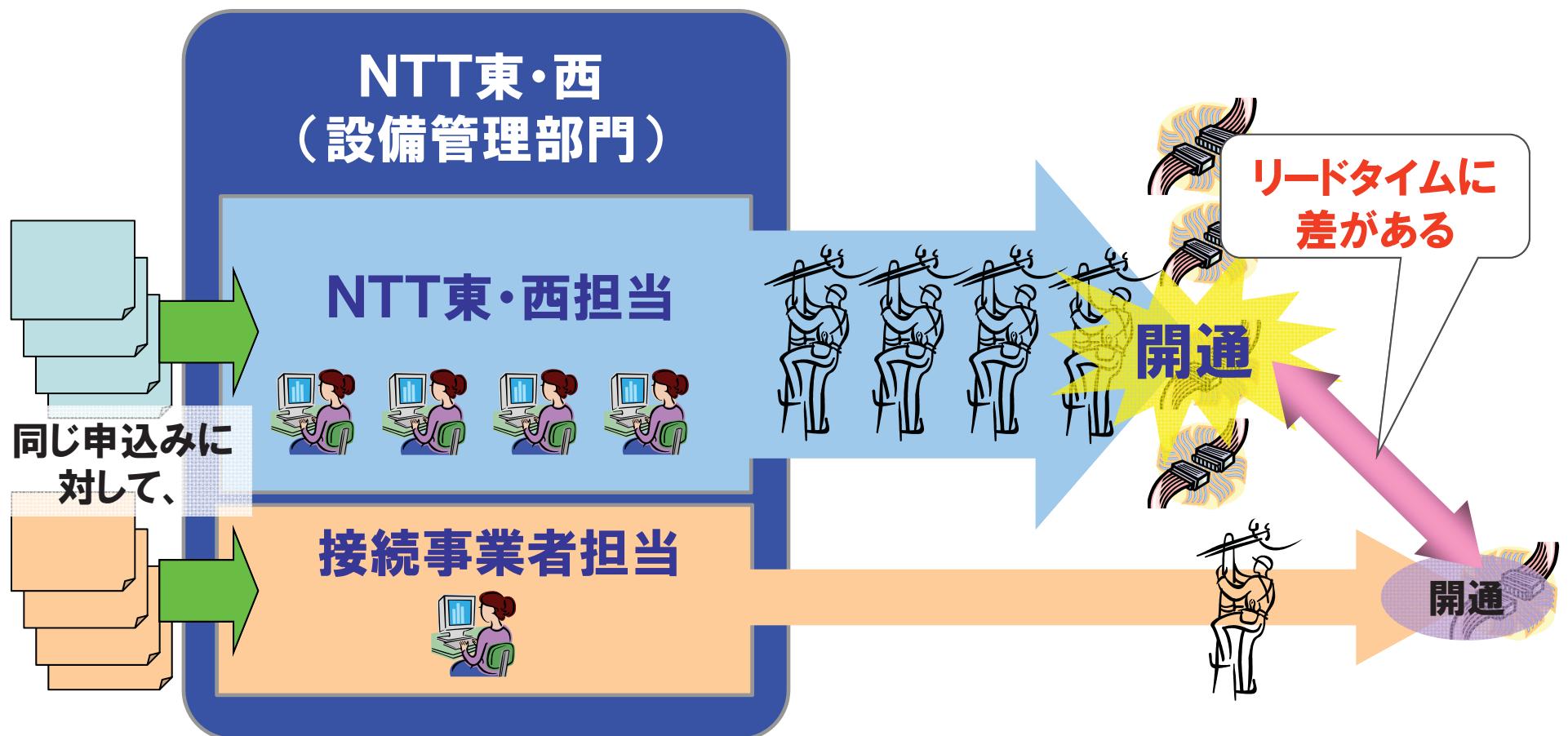
- ・配線ロックの情報(新設、変更)
- ・新たに光が開通するエリアの情報

NTT東・西(設備管理部門)

機能分離③

設備・システムのフェアな運用が必要

(開通に係るリードタイム、要員配置の同等性確保)



機能分離④

接続情報・顧客情報の適切な取扱いが必要
(営業活動等への流用防止措置の徹底)



乖離額調整

「光の道」実現のためには競争促進を図ることが不可欠であり、
競争事業者にとっては「事業の予見可能性」が必要

将来原価方式では接続料水準を固定すべき

特例であっても乖離額調整は行うべきでない